

「富山県こどもの権利に関する条例」(仮称) 制定に関する有識者会議(第3回) 議事要旨

日 時：令和7年3月27日(木) 午後1時30分～午後3時

場 所：県民会館 701 号室

出席者：村上座長、高和委員、牟田委員、宮崎委員、小島委員、蓑口委員、平岡委員

欠 席：川端委員、杉山委員、竹林委員

委員の発言要旨

事務局より「こども等からの意見の聴取状況」(資料1)等について説明ののち、委員から次のとおり発言があった。

- こども支援委員会については、市町村とも協力して、すべてのこどもが利用しやすいような仕組みになればよいと思う。
- 通信制学校やフリースクールに通うことができないこどもたちの意見をどう聞いていくのか。そうしたこどもたちの意見を想定しながら、そうしたこどもたちも幸せに生きる方法を県民全員に意識してもらえるといいなと思う。
- 弁護士会にも人権救済申立ての制度がある。弁護士会は申立事案に関する権限を持っているわけではないが、考え方を表明することにより是正を求めるため、勧告等を行っている。県に権限がない事案の場合、実効性の観点から意見を表明しないというのではなく、県が意見を表明するというのがどういう意味を持つかという観点から検討してもよいのではないか。
- こどもの近くにいる大人の役割は非常に大きい。こどもを支援している大人に対してこどもの権利に関する理解を醸成する取組みが重要。
- 支援委員会が調整する際にこどもの意見を大人の言葉に通訳する役割が必要。裁判所では子どもの手続き代理人という制度があるので、支援委員会でも同様のことを考えていかなければいけないのではないかなと思う。
- 条例の意味をこどもに伝えられる身近な大人を増やしていくことが必要。こどもに信頼されている大人がこどもに説明できるようにしてもらうためにはどうすればいいか考えていく必要がある。
- 中学校を卒業してどこにも属しておらず権利が守られていないこどもが一定数いる。そうしたこどもたちにどのように対応するかが大事。
- 条例の内容を普及させるようなものを作って、学校やさまざまな場所で活動していくことが大事。
- こどもには自分の思いを言語化できないこどももいるから、そうしたこどもたちの思いをどうくみ取っていくかが重要。
- 権利侵害を受けた人間の意見を取り込まないと魂のこもった条例にならない。

- こどもは、楽しかったことは楽しかったと言えるし、嫌なことは嫌だと言えるが、なかなか意見を表明する機会がない。こどもたちの意見をどうやって聞き取るかが大事。
- この条例がきっかけになって、こどもたちが、言ってもいいんだ、困ったら助けを求めていいんだと思ってもらうためにも、こどもが主語の条文があるとよい。
- 条例の内容を普及させるために、説明の仕方やかみ砕いた表現で説明したものを作っていく必要があると思う。
- 保護者の意見も聞き取ることが重要。
- こども支援委員会に申立てがあった事案は、関係者の相互理解だけでなく、こどもの学びの場にもなるようになればよいと思う。
- 「夢」とばかり言わないでほしいということこどもの意見があったが、「夢」というと遠い将来のことを考えがちになるので、近い将来のことでもいいし、好きなことを見つけてやってみるとかいうものでもよいということを理解してもらえるような表現にした方がよいと思った。
- こども支援委員会は調整活動の一環として市町村と一体となって意見交換をして共通理解を図っていくことが重要。また、こどもの学びの機会となるように気づかせる大人が関わっていくことが大事。
- 条例が身近なものになるよう県民に浸透させていくことが必要。わかりやすいリーフレットやパンフレットを対象や発達段階に応じて発信していくことが重要。

以 上